

請求書押印省略についてのQ&A

	質問	回答
1	いつから請求書の押印が省略できるのか。	令和6年4月1日以降請求分からです。
2	すべての請求書の押印を省略できるのか。	法令や他の規程で請求書に押印が必要とされているものは省略できません。また、押印を省略した場合、請求先の担当課が必要に応じて内容について電話等で確認する場合がありますのでご協力をお願いします。
3	今まで通り請求書に押印してもよいのか。	従来通り代表者印を押印しても構いません。
4	法人の場合、代表者名も省略できるのか。	今回の改正では押印のみ省略できるようになります。法人や団体の場合、住所、法人・団体名、肩書、代表者名は省略できません。
5	請求書が2枚以上になる場合や別紙内訳書がある場合の割印は必要か。	割印は必要ありませんが、請求書が2枚以上になっていることがわかるように、1枚目に1/2、2枚目に2/2と表示するなどしてください。
6	押印を省略した請求書を電子メールやFAXで提出してもよいのか。また指定サイトから請求書をダウンロードする方式は可能か。	要件を満たしている請求書については電子メールやダウンロードによる提出は可能ですが、個別の可否や送信先のメールアドレスについては請求先の担当課にご確認ください。FAXでの提出は文字が不鮮明となる恐れがありますので不可とします。
7	請求書の内容を電子メール本文に記載してもよいのか。	請求内容を電子メール本文に記載するのではなく、請求書をPDF形式の添付ファイルとして提出してください。
8	押印を省略した請求書を訂正してもよいのか。	押印を省略した請求書の内容を訂正することはできませんので、再度請求書の発行をお願いします。代表者印を押印している場合は、従来どおり同じ印で修正箇所を訂正することもできます。
9	請求・受領を委任している場合の委任状の押印も省略できるのか。	今回の改正で省略できるようになったのは請求書の押印のみです。委任状には委任者の押印または署名が必要です。